

○振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令第一条の規定による指定及び同意に係る国債を定める件

平成十五年一月六日

財務省告示第一号

振替国債を取り扱う振替機関への同意等に関する省令（平成十四年財務省令第六十五号）第一条の規定による指定及び同意に係る国債（社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第四十七条第一項の規定により振替業を営む者として指定された日本銀行が取り扱うものに限る。）を次のように定めたので、同省令第二条及び第三条第二項の規定に基づき告示する。

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第二条第一項に規定する国債、政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第二条に規定する政府短期証券並びに政府が承継した日本国有鉄道清算事業団債務に係る国債の取扱い等に関する省令（平成十年大蔵省令第三十五号）第一条、国が承継した石油公団債務に係る国債の取扱い等に関する省令（平成十五年財務省令第二十二号）第一条、政府が

承継した本州四国連絡橋公団債務に係る国債の取扱い等に関する省令（平成十五年財務省令第五十七号）第  
一条及び政府が承継した独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構債務に係る国債の取扱い等に関する  
省令（平成二十一年財務省令第六号）第一条に規定する承継国債

（最終改正 平成二十一年財務省告示第三十三号）